

## 釧路市小規模事業者持続化支援補助金交付要綱

### (通則)

第1条 釧路市小規模事業者持続化支援補助金(以下「市補助金」という。)の交付については、補助金交付事務の手引きに定めがあるもののほか、この要綱に定める。

### (目的)

第2条 市補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者等が、国の令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金コロナ特別対応型(以下「国補助金」という。)を活用して販路開拓等の前向きな投資に取り組む際、事業に要する経費の一部を補助し、負担を軽減することによって、その事業継続を支援することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次条各号に掲げる補助対象事業について、国補助金の交付決定を受けた小規模事業者等(釧路市暴力団排除条例(平成24年釧路市条例第33条)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者は除く。)とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業で、国補助金の交付決定を受けた事業とする。

#### (1) A類型事業

国補助金に係る補助対象事業であって、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び日本商工会議所又は都道府県商工会連合会・全国商工会連合会が作成する公募要領(以下「国公募要領」という。)におけるA類型「サプライチェーンの毀損への対応」のみ該当する事業

#### (2) B・C類型事業

国補助金に係る補助対象事業であって、国公募要領におけるB類型「非対面型ビジネスモデルへの転換」又はC類型「テレワーク環境の整備」に該当する事業(A類型と組み合わせて実施する事業を含む)

### (補助対象経費及び補助率)

第5条 補助対象経費は、国補助金において補助対象経費とされた別表第一に掲げる経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に、別表第二に掲げる対象事業に応じた補助率を乗じて得た額であって、同表に定める額(複数の小規模事業者が連携した共同事業の場合は、同表に定める額に連携小規模事業者数を乗じた金額)を上限とする。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 市補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に対し、2022年(令和4年)2月28日までに、釧路市小規模事業者持続化支援補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律

第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

#### (交付の決定及び補助金額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めたときは速やかに交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

2 補助事業者は、額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第3号によりその金額(交付申請において、前条第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに市長に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに市長に報告し、当該金額を返還しなければならない。

#### (交付金の請求及び交付)

第8条 申請者は、前条第1項の交付決定及び額の確定を受けた後、釧路市小規模事業者持続化支援補助金交付請求書(様式第4号)により、交付金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、交付金を交付するものとする。

#### (申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、釧路市小規模事業者持続化支援補助金交付決定及び額の確定の通知を受けた日から7日以内に、釧路市小規模事業者持続化支援補助金交付申請取下書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

#### (財産の管理及び処分の制限)

第10条 補助事業者における、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理及び処分の制限については、国補助金の規定に従う。

#### (帳簿及び書類の備付け)

第11条 補助事業者における当該補助事業に関する帳簿及び書類の備付については、国補助金の規定に従う。

#### (国補助金関連書類の提出)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施期間並びに2026年度(令和8年度)末までの期間において、市長が必要と認めたときは、国補助金に係る提出書類の全部又は一部の写しを、市長に提出しなければならない。

#### (交付決定の取消し)

第13条 市長は、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、第7条第1項の交付決定の全部又は一

部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により市補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業に関して、不正に他の補助金等を重複して受領したとき。
- (3) 国補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、市補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

2 補助事業者は、前項による補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

#### (市補助金の返還)

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還又は補助金相当額の納付を行ったときは、釧路市小規模事業者持続化支援補助金返還等届出書(様式第6号)を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- (2) 交付決定取り消し等に伴う国補助金の返還
- (3) 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- (4) 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 市長は、前項の報告があった場合は、期限を定めて、市補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 補助事業者は、前項の補助金の返還を命ぜられ(前条第1項の規定により返還を命ぜられた場合を含む。)、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

#### (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、市補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

#### 附則

この要綱は、2020年(令和2年)6月24日から施行する。

#### 附則

この要綱は、2021年(令和3年)4月1日から施行する。

#### 別表第一

補助対象経費の区分	①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪設備処分費 ⑫委託費 ⑬外注費
-----------	--

#### 別表第二

対象事業	補助率	上限額
A類型事業(第4条第1号)	12分の1以内	8万3千円
B・C類型事業(第4条第2号)	16分の1以内	

釧路市小規模事業者持続化支援補助金 交付申請書

年 月 日

釧路市長 ○○ ○○ 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者職氏名



釧路市小規模事業者持続化支援補助金の交付について、釧路市小規模事業者持続化支援補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、申請します。

申請者の概要	主たる事業	
	資本金等	
	従業員数	
事業名		
事業実施期間※1	年 月 日～ 年 月 日	
事業の概要	(該当する方に✓) <input type="checkbox"/> A類型事業(サプライチェーンの毀損への対応) <input type="checkbox"/> B・C類型事業(非対面型ビジネスモデルへの転換又はテレワーク環境の整備(A類型と組み合わせて実施するものを含む))	
	事業費	金○○円(うち補助対象経費 金○○円)
補助金申請額	金○○円	
国補助金交付決定額		
その他補助金等※2	補助金名称	交付決定額 金○○円
添付書類	1 国補助金において提出している以下の書類の写し <b>【共通】</b> (1) 補助金交付申請書(経営計画書、事業再開枠取組計画書) (2) 補助金交付決定通知書 (3) 補助事業実績報告書(支出内訳書、収益納付に係る報告書含む) (4) 交付額の確定通知書「補助事業に対する補助金の額の確定について」 (5) 補助金精算払請求書 <b>【法人の場合】</b> ・直近の貸借対照表及び損益計算書 <b>【個人事業主の場合】</b> ・直近の確定申告書又は開業届 2 その他参考となる資料	

※1 国補助金の事業実施期間を記載してください。

※2 交付額確定前の場合は申請額を記載してください。必要な場合は行を追加して記載してください。

年 月 日

釧路指令第 号

住所

名称

代表者職氏名

様

釧路市長 ○○ ○○

釧路市小規模事業者持続化支援補助金 交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった釧路市小規模事業者持続化支援事業に対する補助金については、下記のとおり交付を決定するとともに、同額を補助金の額として確定します。

記

- 1 補助対象事業名 ○○○事業
- 2 補助金額 金○○円
- 3 次の各号に掲げる事由に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
  - (1) 虚偽の申請又は不正な手段により市補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助事業に関して、不正に他の補助金等を重複して受領したとき。
  - (3) 国補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを受けたとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、市補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 4 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類について、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 5 当該補助事業に関しては、上記に定めるほか、釧路市小規模事業者持続化支援補助金交付要綱の規定に従う。

〇〇年度(令和〇年度)消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書

年 月 日

釧路市長 〇〇 〇〇 様

住 所  
名 称  
代表者氏名



事業名 〇〇〇事業

釧路市小規模事業者持続化支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

- |   |                                  |      |
|---|----------------------------------|------|
| 1 | 補助金額(市長が交付決定書により通知した額)           | 金〇〇円 |
| 2 | 補助金確定時における消費税等仕入控除額              | 金〇〇円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 金〇〇円 |
| 4 | 要補助金返還相当額(3-2)                   | 金〇〇円 |

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- (2) 消費税確定申告書付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の内訳を記載した書面(様式第3号別紙)
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセント以下であることを確認できる資料
- 5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を次に記載  
( )

(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を次に記載  
( )

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業主の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- (3) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセントを超えることを確認できる資料

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者 ○○○

課税売上割合95%以上	個別対応方式	一括比例配分方式
-------------	--------	----------

課税売上割合	%
--------	---

区分	補助対象 経費 ①	①の内訳		②のうち 消費税等 相当額 ③	③の内訳			仕入控除 税額 ⑥	補助率等 ⑧	補助金に 係る消費 税等仕入 控除税額 ⑦×⑧
		課税対象 ②	非課税		課税売上 対応 ④	共通売上 対応 ⑤	非課税 売上 対応			
	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円

- 1 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること
- 2 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。
  - (1) 課税売上割合が95%以上の事業者の場合 ③=⑥
  - (2) 課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合  
④+(⑤×課税売上割合)
  - (3) 課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合  
③×課税売上割合

釧路市小規模事業者持続化支援補助金 交付請求書

年 月 日

釧路市長 ○○ ○○ 様

住 所  
名 称  
代表者氏名



年 月 日付け釧産指令第 号で通知のあった釧路市小規模事業者持続化支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助対象事業名 ○○○事業
- 2 交付決定額 金○○円
- 3 請求額 金○○円

振込先	金融機関名 (支店等含む)	
	口座種別 (当座・普通)	
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義	( )



年 月 日

釧路市長 ○○ ○○ 様

住 所  
名 称  
代表者氏名

印

釧路市小規模事業者持続化支援補助金交付申請取下書

年 月 日付けで交付決定通知のあった釧路市小規模事業者持続化支援補助金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、釧路市小規模事業者持続化支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、届け出ます。

記

1 補助事業名

2 取下理由

年 月 日

釧路市長 ○○ ○○ 様

住 所  
名 称  
代表者氏名

印

釧路市小規模事業者持続化支援補助金返還等届出書

国補助金である小規模事業者持続化補助金の返還又は収入等の納付を行いましたので、釧路市小規模事業者持続化支援補助金交付要綱第14条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 小規模事業者持続化補助金の返還又は収入等の納付事由(該当するものに✓を記載)

- 消費税等仕入控除税額の確定に伴う返還
- 交付決定の取消し等に伴う返還
- 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- 収益納付に伴う相当額の納付

2 小規模事業者持続化補助金の返還額又は収入等の納付額 金○○円

3 全国商工会連合会(又は日本商工会議所)への送金日 年 月 日

※ 共同申請の場合は、代表者の職氏名を連盟とし、「2 補助金の返還額又は収入等の納付額」に内訳を記載すること。